

岩手県告示第 325 号

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 6 の規定により、岩手県保健福祉計画の一部を変更したので、その内容を次のとおり公示する。

なお、変更後の岩手県保健福祉計画は、岩手県保健福祉部保健福祉企画室及び各保健所に備えておいて縦覧に供する。

平成 20 年 4 月 18 日

岩手県知事 達 増 拓 也

第 2 編を次のように改める。

第 2 編 保健医療編

岩手県保健福祉計画保健医療編について

第 1 章 保健医療の現状と課題

1 保健医療提供体制の現状

- (1) 人口
- (2) 地勢・移動時間等
- (3) 医療資源の状況
- (4) 病院における入院患者の受療動向（一般病床）

2 県民の健康水準の現状

- (1) 平均寿命（歳）の状況
- (2) 出生の状況
- (3) 死亡の状況
- (4) 受療率の状況
- (5) 生活習慣病の状況

3 健康づくりの推進

4 総合的な保健・医療・福祉サービス体制の確立

5 健康を支える健康科学の活用の推進

6 安全で衛生的な生活環境の維持向上

第 2 章 保健医療圏域及び基準病床数等

1 保健医療圏域

- (1) 保健医療圏の設定に関する基本的考え方
- (2) 保健医療圏

2 基準病床数

医療法第 30 条の 4 第 2 項第 12 号に規定する病院の基準病床数は、次の表に掲げるとおりとする。

病床の種類	圏 域	基準病床数
療養病床及び一般病床	盛岡	5,723 床
	岩手中部	1,828 床
	胆江	1,743 床
	両磐	1,357 床
	気仙	721 床
	釜石	519 床
	宮古	766 床
	久慈	395 床

		二戸	399 床
		合計	13,451 床
精神病床	三次保健医療圏	県の区域	4,497 床
感染症病床		県の区域	40 床
結核病床		県の区域	126 床

### 3 既存病床数

医療法施行規則第 30 条の 33 の規定に基づく補正を行った後の平成 19 年 9 月 30 日における病院の既存病床数は、次の表に掲げるとおりとする。

病床の種類	圏 域		基準病床数
療養病床及び一般病床	二次保健医療圏	盛岡	6,425 床
		岩手中部	2,097 床
		胆江	1,537 床
		両磐	1,227 床
		気仙	640 床
		釜石	826 床
		宮古	821 床
		久慈	588 床
		二戸	582 床
		合計	14,743 床
精神病床	三次保健医療圏	県の区域	4,796 床
感染症病床		県の区域	38 床
結核病床		県の区域	216 床

## 第 3 章 健康安心・福祉社会づくりの基本施策

### 第 1 節 基本施策の体系

- 1 取組みの方向
- 2 基本施策の体系図

### 第 2 節 健康づくり・保健予防の推進

- 1 健康的なライフスタイルの確立による健康づくりの推進
- 2 メタボリックシンドロームに焦点を当てた健康づくりの推進
- 3 保健所と市町村の連携による健康づくりの推進
- 4 地域・職域の各保健の連携による保健の充実
- 5 歯科保健の向上
- 6 母子保健医療の充実

### 第 3 節 患者の立場に立った保健医療サービスの向上

- 1 安全・安心な医療提供体制の構築
- 2 診療情報の提供体制の充実

### 第 4 節 良質な医療提供体制の整備、医療機関の機能分担と連携の推進

- 1 かかりつけ医、かかりつけ歯科医及びかかりつけ薬局の機能向上
- 2 在宅医療の提供体制の充実
- 3 地域医療支援病院の整備

- 4 公的医療機関の役割
- 5 医療機関の機能分化と連携体制の構築
  - (1) がんの医療体制
  - (2) 脳卒中の医療体制
  - (3) 急性心筋梗塞の医療体制
  - (4) 糖尿病の医療体制
  - (5) 周産期医療の体制
  - (6) 小児救急医療の体制
  - (7) 救急医療の体制
  - (8) 災害時における医療体制
  - (9) へき地（医師過少地域）の医療体制
  - (10) うつ対策

#### 第5節 障がい者や難病患者等の健康づくり・保健予防の推進

- 1 障がい者保健対策の推進
- 2 精神保健福祉の充実
- 3 難病医療及び地域支援ネットワークの充実
- 4 移植医療の普及

#### 第6節 保健・医療・福祉の連携による在宅療養等の推進

- 1 障がい者等の地域生活への移行支援
- 2 地域リハビリテーション体制の整備充実
- 3 地域ケア体制の整備
- 4 認知症高齢者に対する支援の充実
- 5 緩和ケアの充実

#### 第7節 保健医療を担う人材の確保・育成

- 1 医師等の養成確保
- 2 かかりつけ医及びかかりつけ歯科医の資質の向上
- 3 看護職員等の養成
- 4 健康づくり指導者の養成確保
- 5 ボランティア人材等の育成

#### 第8節 情報化と調査研究の推進

- 1 情報化への対応
- 2 医療情報ネットワークの構築
- 3 調査研究機能の充実

#### 第9節 健康危機管理システムの確立と安全で衛生的な生活環境の確保

- 1 健康危機管理体制の構築
- 2 食品等の安全性確保対策の強化
- 3 環境と健康の保持増進
- 4 薬物乱用防止対策の強化
- 5 動物の愛護・管理等の推進

### 第4章 主要な指標